

選 択 約 款
(固定プラン特約)

レ ジ ル 株 式 会 社

2 0 2 6 年 1 0 月 1 日 実 施

1 対象となるお客さま

- (1) この選択約款（固定プラン特約）（以下「この選択約款」といいます。）は、当社の電気需給約款〔高圧・特別高圧〕（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、需給約款等にて規定される需給契約（以下「需給契約」といいます。）に付加して適用する特約を定めるものです。
- (2) この選択約款は、需給約款にもとづく常時電力の需給契約を締結しているお客さまであって、この選択約款における特約の適用を希望し、当社との協議が調ったお客さまに適用いたします。

2 特約

この選択約款における特約は、固定プラン特約といたします。

3 特約の内容

この選択約款の適用を受ける需給契約において料金は基本料金、電力量料金、需給約款の別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および4（容量拠出金調整額の算定および通知）で定める容量拠出金調整額の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款の別表6（燃料費等調整）により算定される燃料費等調整額を加えたものといたします。

4 容量拠出金調整額の算定および通知

- (1) 当社は、電力広域的運営推進機関より平均市場価格算定期間として対象となる月（以下「算定対象月」といいます。）分として当社に請求される見込みの容量拠出金のうち、この選択約款適用対象分をお客さまの算定対象月以前の契約電力を用いて概算し算出した金額を、契約電力 1kW あたりの単価（以下、「容量拠出金調整概算単価」といいます。）として設定したうえで、容量拠出金調整概算単価にお客さまの算定対象月に対応した契約電力値を乗じて算定した金額を、容量拠出金調整概算額として請求いたします。なお、当社が算定対象月分として算定した容量拠出金調整概算額と、実際に電力広域的運営推進機関より請求された当該算定対象月分の容量拠出金のうち、この選択約款適用対象分を、お客さまの当該算定対象月分の契約電力を用いて算出した金額との間に差異があった場合には、その差異をこの選択約款適用対象分の契約電力の合計で除した 1kW あたりの精算単価（以下、「精算単価」といいます。）として、当該差異が確定した時点で精算が可能な月の料金において、精算いたします。この場合、お客さまには当月の容量拠出金調整概算単価と精算単価を合算した 1kW あたりの単価（以下、「容量拠出金調整単価」といいます。）に当月の契約電力値を乗じた金額（以下、「容量拠出金調整額」といいます。）を請求いたします。なお、精算が不要となった場合、容量拠出金調整概算単価を容量拠出金調整単価とし、同様に当月の契約電力値を乗じて容量拠出金調整概算額を容量拠出金調整額として請求いたします。
- (2) 前項により算定された容量拠出金調整単価は事前に当社 WEB ページなどを通じてお客さまに通知いたします。
- (3) お客さまが新しく需給契約を開始した場合、供給開始日の属する月において発生した容量拠出金調整概算額の精算額を含んだ金額で請求いたします。
- (4) 需給契約が終了した場合、供給終了日の属する月の請求にて行われる精算を行った以降に発生する

容量拠出金調整額の精算額については請求いたしません。

5 特約の成立および適用期間

- (1) 特約は、お客さまが2（特約）に定める特約の適用を当社所定の様式により当社に申し込み、これを当社が承諾したとき、または附則2により適用するときに成立いたします。
- (2) 特約の適用開始日は、需給契約の成立と同時に特約が成立する場合は供給開始日とし、需給契約の成立後に特約が成立する場合は、お客さまから申し出のあった特約開始希望日以降最初に到来する計量期間等の始期、または附則2に定める変更適用日といたします。
- (3) 特約の適用期間は、開始日から需給契約の終了日までといたします。

6 特約の廃止

需給契約が消滅したときは、当該需給契約の消滅日をもって、特約の適用を廃止いたします。

7 提供の中止等

当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃、制度変更、取引環境の変化その他当社の責めによらない事由により特約の全部または一部の履行が困難となった場合は、当該特約の変更、提供を中止または終了する場合があります。この場合には、当社は対象となるお客さまに対し、特約の提供を中止または終了する日を当社が適当と認める方法により事前にお知らせいたします。また、当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

8 その他

- (1) この選択約款に定める事項は、需給契約とあわせて需給契約の一部を構成するものといたします。
- (2) この選択約款に定める事項について、需給約款等に異なる定めがある場合は、当該事項については、需給約款等によらず、この選択約款によるものとし、この選択約款に定めのない事項（この選択約款の変更ならびにこの選択約款の変更にもなう供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付に関する事項を含みます。）については、需給約款等によるものといたします。この場合、当該定めのない事項に需給約款等を適用するにあたっては、需給約款等のうち「この需給約款」とあるのは、「この需給約款および選択約款」と読み替えるものといたします。

附 則

1 この選択約款の実施期日

この選択約款は、2026年10月1日から実施いたします。

2 既存契約に関する経過措置

この選択約款の実施日前に、需給約款にもとづく常時電力の需給契約を締結しているお客さまのうち、当社が需給約款第35条第2項にもとづき交付または通知する書面により、この選択約款の適用対象として特定するお客さまについては、当社が当該書面により契約内容の変更をお知らせしたうえで、当該書面に定める変更適用日から、この選択約款を適用いたします。

3 容量拠出金調整額の適用開始

4（容量拠出金調整額の算定および通知）に定める容量拠出金調整額は、前項の書面に定める変更適用日の属する計量期間から適用いたします。